

令和7年9月12日
島根県労働委員会事務局（青木、高橋）
TEL：0852-22-5450
FAX：0852-25-6950
Mail：rodoi@pref.shimane.lg.jp

職場のトラブル、専門家に相談してみませんか ～「労働相談会（浜田会場・松江会場）」の開催～

「上司からどなられたり無視されたりする」、「残業代を払ってもらえない」、「勤務態度に問題がある従業員がいて困っている」、このようなことでお悩みではありませんか。労働者と事業主との間でトラブルが起こったとき、その間に入って解決のお手伝いをする機関、それが労働委員会です。

こうした活動について、県民の皆様に広く知っていただくため、下記のとおり労働相談会を実施します。

記

1 労働相談会

島根労働局、島根県社会保険労務士会、島根県弁護士会などと連携し、無料の労働相談会を実施します。

それぞれの相談内容にあわせて、各機関の専門家（弁護士、労働組合役員、会社経営者、社会保険労務士など）がチームを組んで、相談に応じます。

（1）日時・場所

令和7年10月19日（日）10時～15時

いわみーる（浜田市野原町1826-1）

令和7年10月26日（日）10時～15時

くにびきメッセ（松江市学園南1-2-1）

<ホームページQRコード>



（2）相談員

弁護士、労働組合役員、会社経営者、社会保険労務士など

（3）相談の対象など

- ・労働者、事業主いずれの方からの相談も受け付けます。
- ・相談内容は、賃金、労働時間、パワハラ、セクハラ、妊娠・出産による不利益取扱い、解雇などの労働問題全般です。
- ・ご利用は無料で、秘密は厳守します。

（4）申込方法

電話又はしまね電子申請サービスによりお申し込みください。

※事前予約者優先ですが、当日受付もしますので、12時までに会場にお越しください。

（5）問い合わせ先

島根県労働委員会事務局

電話 0852-22-5450

H P <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoiinkai/>

2 鳥取県の活動

鳥取、倉吉、米子の各地区で、10月19日（日）に労働相談会を行います。詳しくは、別添の参考資料をご覧ください。

島根県労働委員会
キャラクター
ラルコス

